

一宮市保育所の民間移管実施基準

この「一宮市保育所の民間移管実施基準」（以下「実施基準」という。）は、平成 31 年 3 月に策定した「一宮市保育所等施設総合管理計画」（以下「保育所総合管理計画」という。）に基づき、一宮市保育所（以下「公立保育園」という。）の民間移管を行う場合において、円滑に民間事業者の運営に移行するための基準をまとめたものです。

本実施基準を基本として、民間移管の対象となる公立保育園を決定し、関係者の意見や要望を取り入れながら、民間移管を実施していきますが、今後の保育所総合管理計画の見直しにあわせて、本実施基準も適宜見直します。

1 公私立保育園の役割分担について

（1）公立保育園の役割

市内を 12 の地域（ブロック）に分け、ブロックごとの子育て支援の中心として、公立保育園の中から「ブロック支援園」を各ブロック 1～3 園定めます。

- ・「ブロック支援園」として存続させる園については、従来の保育園の役割に加え、一定の地域における、子育て家庭への支援や教育・保育の質の向上に取り組めます。
- ・「ブロック支援園」は、機能の充実の観点から認定こども園へ移行し、民間では対応が難しく特別な支援を要する子どもへの対応を進めます。
- ・その他、就学前児童数が少なく民間事業者の新規参入が見込めないような園においては、当面、「ブロック支援園」に移行しない公立保育園として継続し、保育ニーズに応えます。

○ 「ブロック支援園」に移行する公立保育園

当面、令和 6 年 4 月 1 日時点で定員 150 人以上の公立保育園を候補としますが、今後の保育ニーズや公立・私立の保育所等の施設整備の状況を踏まえながら、順次確定していきます。

○ 公立保育園の民間移管の対象となる公立保育園

「ブロック支援園」に移行しない公立保育園において、施設保全を進めるうえで必要な場合は、民間の力を活かした取り組みを検討します。

- ア 施設の耐用年数が進み、老朽化により長寿命化を図ることが困難で、早期の建て替えを必要としている保育園。
- イ 施設の設備等の老朽化が進んでいるが、大規模改修により相当程度の長寿命化を図ることが可能な保育園。

（２）私立保育園の役割

私立保育園では、民間が持つ柔軟性や効率性を活かした、延長保育や送迎、イベントの開催、独自の教育プログラムなどを実施し、質の高い教育・保育サービスを提供します。

２ 民間移管の概要

（１）民間移管の方式

民間移管の方式は、施設の整備・運営主体を、幼児教育・保育に深く精通している事業者（以下「整備・運営法人」という。）に移管する「民設民営」方式とします。

（２）民間移管の条件

国・県からの建設補助金を見込んだ建替え・大規模改修を前提として、受け手となる整備・運営法人を選定し、適正と判断される整備・運営法人があった場合には、民間移管を進めます。

（３）対象となる者

整備・運営法人は、公立保育園からの円滑な移行を進めるうえで、幼児教育・保育に深く精通している必要があることから、次の①～③をいずれも満たすものとします。

- ① 申請時点において、一宮市内で「児童福祉法」に定める認可を受けた保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、「学校教育法」に定める幼稚園、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める幼保連携型認定こども園のうち、いずれかを設置及び運営している法人格を持つもの。
- ② 本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力できるもの。
- ③ 施設の建設及び安定的な運営に必要な能力、資力等を有するもの。

（４）移管後の施設形態

民間移管後の施設の形態は、保育園又は認定こども園とします。建物についても、市と協議のうえ、移管後速やかに建て替え・大規模改修を行うものとします。

（５）土地・建物等の取扱い

ア 土地

現敷地を活用し、整備・運営法人に無償で貸し付けます。

イ 建物

整備・運営法人に建物を条件付で譲渡し、建替え等の整備をさせます。

ウ 工作物

整備・運営法人に工作物を条件付で譲渡します。

(6) 運営上の諸条件

民間移管に際して、次の一定の条件を付すことにより、保育サービス等の充実を図ります。

ア 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応できるよう、障害児保育、延長保育（19時まで）、産休明け保育等を実施し、定員については市と協議のうえ決定すること。なお、一時預かり、休日保育、病児保育等についても検討すること。

イ 保育の質の確保

- ・移管後3年以内に、福祉サービス第三者評価を受審し、市に対応等の報告を行うこと。
- ・保育士等の資質向上に向けて、研修受講の機会を設けること。

3 民間移管の進め方

ブロック内の保育需要や大規模保育所の適正規模化を見据えた定員の見直しと、多様な保育ニーズに対応できる施設への拡充を視野に入れつつ、児童が安定した園生活を継続できるよう、保護者との信頼関係を基本に、次の点に留意しながら進めます。

- ・市は保護者等に対して十分な情報提供を行う。
- ・円滑な移行に向けて、引継ぎや共同保育等を実施するなど、十分な準備期間を設ける。
- ・保護者の意見をできるだけ反映できるよう、市と整備・運営法人が協議する場を設ける。
- ・民間移管後も、市指導保育士等の定期訪問や、施設に対する指導監査などを適宜実施する。

(1) 民間移管の対象保育園の公表

市が公立保育園を民間移管の対象園として指定する場合、移管までの期間については、在園児に配慮し、公表から2年半以上の期間をおくものとします。

また、市が民間移管の指定をしない公立保育園に対し、民間事業者から移管希望の申し出があった場合には実施基準に基づいて随時検討します。検討の結果、民間移管の対象園として指定する場合には、移管までの期間について、在

園児に配慮し、公表から2年半以上の期間をおくものとします。

(2) 保護者説明会の実施

民間移管を行う予定の公立保育園に通う園児の保護者に対して説明会を実施します。保護者の方々の意見や要望が整備・運営法人の選定など移管の実施方法に反映できるよう、移管準備の進行に合わせて、適宜開催します。

【説明会の議題（案）】

- ・ 民間移管についての市の考え方
- ・ 民間移管のスケジュール
- ・ 整備・運営法人の選定方法
- ・ 保護者意見の聴取

なお、説明会での保護者からの意見等を踏まえ、市は整備・運営法人との協議を定期的に開催し、移管後の保育内容などについて話し合いを行います。

(3) 整備・運営法人の募集・選定

優良な事業者を確保するため、プロポーザル方式による選定とします。整備・運営法人の選定は、外部委員を含めた選定委員会で、経営理念や保育内容、資金計画等を総合的に審査し決定します。

(4) 円滑な移行

円滑な移行に向けて、十分な準備期間を設けて、引継ぎや共同保育を行います。また転園希望者には配慮します。

ア 引継ぎ

円滑な移行に向けて、移管後の施設長等が移管の1年前から引継ぎを行い、保育所や近隣の状況、年間行事などを把握します。

イ 共同保育

移管前の準備期間において、きめ細かい引継ぎができるよう整備・運営法人の職員と市保育士が共同で保育にあたる期間を設けます。

ウ 転園希望への対応

移管の前に、民間移管を理由に他の公立保育園への転園を希望する場合には、できる限り配慮を行います。

付 則

本実施基準は、令和元年9月1日から施行する。

付 則

本実施基準は、令和5年8月10日から施行する。

付 則

本実施基準は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。